平成２３年（フ）第６８号
秋田県山本郡三種町豊岡金田字豊岡40番地
債務者　信太富美子
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（フ）第６９号
秋田県能代市字機織轌ノ目69番地３
債務者　中山　雅臣
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（フ）第３６１号
奈良県生駒郡平群町大字三里368番地の４
債務者　山本　一佳
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３６５号
奈良市鳥見町４丁目４番地の３　富雄団地33―308号
債務者　山田　徳治
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３８８号
奈良市中登美ヶ丘１丁目4162番地の１　中登美団地Ｅ12―306号
債務者　中尾　洋子
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３００号
長崎県長崎市泉１丁目12番16号　メゾンソレイユ101
債務者　渡部加代子
1　決定年月日時　平成23年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３４７号
沖縄県那覇市首里赤平町２丁目51番地２　白樺荘206
債務者　山本　直子
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１１０号
宮城県栗原市鶯沢南郷宿川原23番地１　市営宿川原住宅Ｂ３号
債務者　平田　喜子
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第３６０号
岐阜県羽島郡岐南町下印食５丁目29番地
債務者　鎌田　磨弓
1　決定年月日時　平成23年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３６１号
岐阜市高田４丁目２―４　高田橋ハイツＣ―101、住民票上の住所岐阜県羽島郡岐南町野中３丁目25番地
債務者　加藤　和美
1　決定年月日時　平成23年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３６７号
岐阜市下鵜飼1835番地６
債務者　可児　光生
1　決定年月日時　平成23年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３６９号
岐阜市加納花ノ木町87番地　花ノ木ビル３Ｆ２号室
債務者　鎌田　強美
1　決定年月日時　平成23年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３８１号
岐阜県関市下有知4154番地１　イーストヒルトチマツＣ103
債務者　川村　賢一
1　決定年月日時　平成23年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１１３号
宮城県大崎市松山長尾字大天場西109番地　高島方
債務者　岩佐　　薫
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第１２０号
宮城県大崎市古川金五輪１丁目７番77号　稲葉第一コーポ102号、従前の住所宮城県大崎市三本木字東浦539番地１
債務者　長沼　利知
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第１２１号
宮城県大崎市古川金五輪１丁目７番77号　稲葉第一コーポ102号、従前の住所宮城県大崎市三本木字東浦539番地１
債務者　長沼たえ子
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第１７９０号
名古屋市中川区中島新町１丁目709番地　ハイツサンローラン101号
債務者　眞田　勝勇
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部